着色防犯パトロールマニュアル



市川市 市民部 市民安全課

市川市青色防犯パトロールマニュアル 目次

第	1 1	章 青色防犯パトロールとは					
	1	青色防犯パトロールとは	•				1
	2	青色回転灯の装備が認められるための要件					2
	3	青色回転灯装備に伴う申請手続き					3
第	2 🗓	章 青色防犯パトロールの支援					
	1	青色防犯パトロール支援の趣旨	•	•	•	•	4
	2	自主防犯活動員の委嘱	-	•	•		5
	3	市による青色防犯パトロール申請手続きへの補助					7
	4	支援団体の遵守事項	-				8
	5	報告			•		8
	6	支援の取消し		•	•	•	8
第	3 🗓	章 青色防犯パトロールのしかた					
	1	防犯パトロールについて	•	•	•	•	9
	2	青色防犯パトロールで必ず守ること	•	•	•	•	10
	3	青色防犯パトロール中の注意事項			•		12
	4	青色防犯パトロールに必要な物品	•				13
	5	青色防犯パトロールの着眼点	•	•	•	•	14
	0	青色防犯パトロールの手順	•				16

第1章 青色防犯パトロールとは・・・

1 青色防犯パトロールとは・・・

近年の犯罪の増加や治安に対する不安感の増大に伴い、地域の住民や民間 団体、行政機関による自主防犯パトロールが活発に行われています。

パトロールをするとき、 青色 回転 灯 を装着した自動車を用いて自主防犯パトロールすることを「 青色 防犯 パトロール」といいます。

現在、緊急自動車等を除き、一般の自動車に回転灯を装備することは法令により禁止されていますが、平成16年12月1日から、警察から「青色回転灯を装備する自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明」を受けた団体については、防犯パトロールに利用する自動車に青色回転灯を装備することが警察庁と国土交通省で認められました。

青色防犯パトロールは、住民の間に安心感を与え、防犯意識の向上に寄与すると共に、犯罪企図者に対する抑止効果も高いと考えられています。

従来の防犯パトロールに青色防犯パトロールを加えることにより、これまでのパトロール活動に新たな変化を与え、地域住民の自主防犯活動が活性化することを期待しています。

【青色防犯パトロールのメリット】

- 〇年齢・性別を問わず、車両を使って勢力的なパトロールができる。
- 〇深夜、早朝、悪天候時のパトロールが容易になり一人ひとりの負担が軽減 される。
- 〇構成員の人数減がカバーでき、また、広範囲をパトロールできる。
- 〇万が一不審者と遭遇したときも危害が直接身に及ばない。
- 〇徒歩パトロールとの役割分担がされ、効果的なパトロールができる。
- 〇人通りの多い時間帯・場所では「見せるパトロール」も重要であり、青色 回転灯は視認性が高いことから不審者を警戒させる犯罪抑止効果や地域住 民に安心感を与えて体感治安を回復する効果も期待できる。

2 青色回転灯の装備が認められるための要件

青色回転灯を装着するには、下記の要件を備えた「防犯パトロールを適正に実施できる団体」であることが必要です。

◎申請ができる団体(いずれかに該当)

- (1) 都道府県又は市区町村
- (2) 都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市区町村長(以下「都道府県知事等」という。) から防犯活動の委嘱を受けた団体又は都道府県知事等から委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織
- (3) 地域安全活動を目的として設立された民法第 34 条の法人若しくは特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項の法人又は地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体
- (4) (1)から(3)のいずれかから防犯活動の委託を受けた者

◎申請団体の適合要件(いずれにも該当)

- (1) 継続的な自主防犯パトロールの実施が見込めること
 - ※青色防犯パトロールは、週1回1時間以上行うこと
- (2) 自主防犯パトロールを実施しているときに予想される事案に対し、適切に対応できると認められること
 - ※青色防犯パトロール講習を受講すること
 - ※専ら地域の自主防犯パトロールを行うこと
- (3) 自主防犯パトロールが次の方法で行われていること
 - ①青色回転灯は自動車の屋根に1個のみ装着して使用すること
 - ②自主防犯パトロール以外では、青色回転灯は点灯させないこと
 - ③自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明示すること
 - ④青色回転灯は、光源が点滅するものではなく回転式であること
 - ⑤標章を後方から見えるように掲示すること
 - ⑥パトロール実施者証を携行すること
 - ⑦警察で認められた地域以外で青色防犯パトロールを行わないこと

3 青色回転灯の装備に伴う申請手続き

青色回転灯の装備に伴う申請手続きは、以下のとおりです。

青色回転灯の装備に伴う申請手続き 青色防犯パトロールの講習 ・管轄警察署の生活安全課で青色防犯パ (管轄警察署の生活安全課) 市川警察署·行徳警察署

- トロール講習を受講する。
- ・青色防犯パトロール講習受講証明書が 発行される。

青色回転灯の証明申請

(管轄警察署の生活安全課)

↓ ↑

(千葉県警察本部)

- ・管轄警察署を通じて、千葉県警察本部 へ青色回転灯の証明の申請
- ・「証明書」「標章」「パトロール実施者 証」の交付

自動車検査証への記載

普通自動車

(習志野自動車検査登録事務所)

軽自動車

(軽自動車検査協会千葉事務所)

運輸支局等で「自主防犯活動用自動車」 と自動車検査証へ記載する。

青色回転灯の取付け

(地方自治体・防犯団体)

青色防犯パトロールの開始

(地方自治体・防犯団体)

- ・車両に青色回転灯の取付け
- ・車両の両側面に表示ステッカーの掲示
- ・車両の後面に標章の掲示
- ・パトロール活動の準備

第2章 市川市の青色防犯パトロール活動の支援

1 青色防犯パトロール支援の趣旨

市川市では、市内の自主防犯団体が行う防犯パトロールの活性化を図るために、青色防犯パトロール活動の支援を行います。

この支援を通して、地域住民に不安を与える身近な場所での犯罪を防止し 市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目的としています。

2 青色防犯パトロール支援の内容

市内の青色防犯パトロールを活発にするため、自主防犯活動団体に対して次のような支援を行います。

(1) 青色回転灯の装備に伴う申請手続きのサポート

青色回転灯の装備に伴う申請及び運輸支局等への申請について補助し、 必要に応じて防犯活動の委嘱を行います。

また、パトロール隊発足後には、団体の概要を変更する場合などに、手続きを補助します。

- (2) 青色防犯パトロールに必要な物品の貸与 貸与物品は以下の通りです。
- ①青色回転灯・・・1個

着脱式の青色回転灯

- ②表示ステッカー・・・自動車 1 台に付き 2 枚 団体の名称と防犯パトロール中の表示マグネットステッカー
- ③腕章・・・自動車1台に付き2枚
- ④その他必要物品

青色防犯パトロールマニュアルブック

青色回転灯装備車標章収納クリアーケース

(3) 青色防犯パトロール講習会の実施

市川警察署・行徳警察署と協議し、青色防犯パトロール講習を開催します。 警察と合同で市の青色防犯パトロール説明会を開催します。

- ※概ね3年毎に受講していただきます。
- (4) 自主防犯活動団体相互の連携強化

合同パトロール等を通じて、自主防犯活動団体間の交流の機会を提供し団体相互の連携強化を図ります。

3 自主防犯活動員の委嘱

青色回転灯の装備を申請できる団体の一つとして、「市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体」があります。

(P2、『◎申請ができる団体』を参照)

市川市では、身近な場所での犯罪を防止するため、自主防犯活動の担い手として積極的に活動されている方に対し「市川市自主防犯活動員」又は「市川市自主防犯活動団体」の委嘱を行っています。

(1) 委嘱の推薦

市川警察署長、行徳警察署長、市川市防犯まちづくり推進協議会、市民部長から推薦を受けた者が自主防犯活動員又は自主防犯活動団体として委嘱されます。

(2)活動内容

自主防犯活動員等の活動内容は、次のとおりです。

- ①青色防犯パトロールを行うこと。
- ②防犯に関する広報、街頭キャンペーン等を行うこと。
- ③身近な場所での犯罪を防止するために必要な活動を行うこと。
- ④その他必要な自主防犯活動を行うこと。

(3)遵守事項

自主防犯活動員等の遵守事項は、次のとおりです。

①法令等を遵守し誠実かつ公正に自主防犯活動を行わなければならない。

- ②その信用を傷つけ、また不名誉になるような行為をしてはならない。
- ③自主防犯活動を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ④研修を受講する等、自主防犯活動の能力の向上を図るよう努める。
- ⑤警察、防犯協会、関係機関等と連絡を密にして、防犯活動中に不審者等を 発見した場合には、速やかに警察署や付近の交番に連絡する

(4)解嘱

次のいずれかに該当したときは、解嘱されることがあります。

- ①「市川市自主防犯活動員に関する要綱」の規定に違反したとき。
- ②心身の故障等のため、自主防犯活動の実施に支障があり、これに堪えられないとき。
- ③自主防犯活動員としてふさわしくない非行があったとき。





市による青色防犯パトロール申請手続きへの補助

青色防犯パトロール支援申請

(市民安全課)

↓ ↑

(支援対象団体)

- ・市民安全課で青色防犯パトロールの 支援申請の受付
- ・書類等の審査
- 「支援可否決定通知書」を発行

青色防犯パトロール講習

(管轄警察署の生活安全課)

青色防犯パトロール説明会

(市民安全課)

- ・青色防犯パトロール講習及び説明会の開催(合同で開催の予定)
 - ※概ね3年毎に講習を受講

自主防犯活動団体の委嘱

・必要に応じ自主防犯活動団体の委嘱

青色回転灯の証明申請

(管轄警察署の生活安全課)

↓ ↑

(千葉県警察本部)

- ・青色回転灯の証明申請の補助
- ・千葉県警察本部が「証明書」「標章」「パトロール実施者証」の交付

自動車検査証への記入

(習志野自動車検査登録事務所)

(軽自動車検査協会千葉事務所)

- ・運輸支局等で「自主防犯活動用自動車」の旨自動車検査証へ記載を受ける
- ・青色回転灯等、支援物品の貸与

青色回転灯の取付け

(地方自治体・防犯団体)

青色防犯パトロールの開始

(地方自治体・防犯団体)

・青色防犯パトロールの開始

4 支援団体の遵守事項

支援の決定を受けた団体は、青色防犯パトロールを実施するときは、次の 事項を遵守してください。

- (1) パトロール実施者証を携行すること。
- (2) 青色回転灯は自動車の屋根に1個(又は1体)のみ装備すること。
- (3) 青色防犯パトロール実施時以外には青色回転灯を点灯させないこと。
- (4) 自動車の車体に団体の名称と自主防犯パトロール実施中であることを 明確に表示すること
- (5) 青色回転灯装備車標章を後方から見えるように掲示すること。
- (6)申請時に認められた地域以外では青色回転灯を点灯しないこと。
- (7)配達、通勤等の私的な業務を兼ねて実施しないこと。
- (8) 自らの団体の宣伝等を行わないこと。

5 報告

支援の決定を受けた団体は、年1回以上市川市青色防犯パトロール報告書によりその活動状況を報告してください。

報告内容は、月毎の延べ実施日数・延べ実施時間・主な実施区域・延べ実施者数・延べ実施距離等を年度毎に報告してください。

6 支援の取消し

支援の決定を受けた団体が、次のいずれかに該当したときは、支援の決定 を取り消します。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援の決定を受けたとき。
- (2) 支援対象団体の要件を満たさなくなったとき。
- (3)支援団体の遵守事項に違反したとき。
- (4) 市長の指示に従わないとき。
- (5) その他市長が支援をすることが不適当であると認めるとき。

第3章 青色防犯パトロールのしかた

この章では、「青色防犯パトロール」を行う際に注意していただきたいことついて、触れました。パトロール活動をより有効なものにできるよう、ぜひご一読ください。

皆さんの自主防犯活動により、地域犯罪抑止機能を向上させ、安全で安心な暮らしやすいまちの実現を目指しましょう。

1 防犯パトロールについて

青色防犯パトロールの前に自主防犯パトロールの留意点についてお話いた します。

(1) 防犯パトロールの目的

防犯パトロールの目的は、次のようなことにあります。

- 〇犯罪・事故・災害の被害を未然に防止すること
- ○地域のみなさんが安全に対する関心を高めること
- 〇パトロールに参加することで地域の連帯感を醸成すること
- 〇地域の犯罪抑止機能を高めること

(2) 防犯パトロールの心構え

○気楽に!

気負わず、肩肘を張らず、日常生活の一部として気楽にやりましょう。

〇気長に!

短期間では、パトロールの効果は表れないものです。

気長に続ければ、やがて気づかないうちに防犯の輪が広がり、犯罪の起こりのにくい環境が醸成され、犯罪の発生が減少していきます。

〇危険なく!

せっかくパトロールをしても、事故にあったり怪我をしたのでは、継続することが難しくなってしまします。危険なことをする必要はありません。

(3) 防犯パトロール隊の立ち上げ

〇有志を募りましょう

自治会・PTA・会社など、地域に居住する方や勤務する方で、パトロールのできる方を募集しましょう。

〇グループ名・リーダーを決めましょう

パトロールを効果的に推進するため、推進責任者や副責任者 (リーダー・サブリーダー) を決めましょう。

〇パトロール方法を決めましょう

リーダーを中心に、どのような方法でパトロールするか話し合いましょう。

〇パトロールの開始を知らせましょう

地域の皆さんへ協力を求めるためにも具体的にどのようなパトロールをするか、地域の皆さんに知らせましょう。

また、管轄の交番・駐在所にもお知らせしてください。

〇交番・駐在所などからの情報を参考にしましょう

地域を管轄する交番・駐在所、警察署が発信する犯罪の発生状況や危険な場所などの情報をパトロールの参考にしましょう。

2 青色防犯パトロールで必ず守ること・・

青色防犯パトロールを実施する際、次の事項を必ず守るように決められています。

(1) 青色回転灯は屋根に1個

青色回転灯は、自動車の屋根に1個のみ装備して使用すること。

(2) 防犯パトロール中以外は、回転灯は点灯させない

防犯パトロール中以外では、青色回転灯は点灯させないこと。

※着脱式の青色回転灯は、パトロール終了後、屋根から取り外し保管する こと。

(3) 名称と防犯パトロールの表示

自動車の車体に団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明確に表示すること。

車体の両側面に「〇〇〇防犯パトロール」等の表示をしてください。

※マグネットステッカーを利用すれば、取り外しが簡単です。

防犯パトロール実施中

(4) 青色回転灯の構造や取付けに関する要件

- 〇光源が点滅するものではなく回転式であること。
- 〇回転灯の光が他の自動車の運転操作を妨げないものであること。
- 〇走行中の振動や衝撃等により緩みが生じないように屋根に確実に取り付け られていること。

(5) 青色回転灯装備車標章を後方に掲示

千葉県警察本部長が発行する青色回転灯装備車[標章]を後方から見えるように掲示すること。



回転灯装備車標

(6)パトロール実施者証を携行

青色防犯パトロールを実施する際、パトロール実施者は千葉県警察本部長が発行するパトロール実施者証を携行してください。

※パトロール自動車には、少なくとも1人以上のパトロール実施者証所持 者の乗車が必要です。

(7) 青色防犯パトロールは認められた地域のみ

千葉県警察本部長が認めた地域以外では、青色回転灯を点灯させての自主 防犯パトロールは行わないでください。

3 青色防犯パトロール中の注意事項

青色防犯パトロール中の注意事項をいくつかまとめてみました。パトロールの参考にしてください。

(1) 危険なことはせずに早めに通報を!

パトロール中に不審者を発見したら、直ちに警察へ通報してください。

不審な車を発見したらナンバーや特徴をチェックして、その車が逃げても 追跡などせずに警察へ通報してください。

※110番のかけ方

一般電話、公衆電話、携帯電話のいずれからでも「110」を押すことにより110番通報を受理する「警察本部通信指令課」につながります。

通報を受けた警察官は次のような点について順を追って聞きますので、 落ち着いて話してください。

- ・何があったのか
- ・いつ
- どこで(目標物があれば教えてください)
- ・犯人・不審者は(性別、人相、服装、車両、逃走方向)
- ・被害状況
- ・あなたの名前や連絡先 等

(2)交通事故や駐車違反に注意!

交通ルールを守り、いつもより安全運転を心がけてください。

また、下車するときもあわてないで、交通事故や駐車違反に十分注意してください。

(3) プライバシーを尊重し、秘密を守る!

パトロール中に知り得た他人のプライバシーは守りましょう。

(4) 防犯パトロールの自覚を!

青色防犯パトロールを実施するときは、青色防犯パトロールの信頼性を損なうことがないように、配達や通勤などの私的な業務を兼ねてのパトロールや防犯活動を口実にして自らの団体の存在をアピールするような活動を行わないでください。

専ら地域の防犯パトロールに専念し、市民からの急訴事案や犯罪を目撃した場合の警察への通報等について適切に対応することが大切です。

※急訴事案とは、殺人、強盗、けんか、ひき逃げ、避難措置や救助活動が 必要な自然災害などの事案をいいます。

(5) パトロールはできれば2名以上で!

青色防犯パトロールは、2名以上で行ってください。

運転者は、車の運転に専念し、防犯パトロール(地域への目配せ、不審者の発見、急訴事案への対応等)は、同乗者が行うことが基本です。

(6) パトロール中はゆっくり走行!

危険防止措置として、パトロール中は低速走行を励行してください。ただし、幹線道路や通行量の多い道路では、渋滞の原因になることから通常走行を心がけてください。

(7) わからないことがあれば・・・

パトロール上の注意点など、分からないことがあれば、市川市市民安全課、 地元の交番・駐在所、管轄警察署生活安全課にご相談ください。

4 青色防犯パトロールに必要な物品

青色防犯パトロール中に必要な装備品は以下の通りです。

〇青色回転灯

屋根に確実に取り付けましょう。

〇表示ステッカー

「名称及び防犯パトロール」の表示を自動車の側面に装着してください。 「標章」を自動車の後方に表示してください。

〇腕章

パトロール員であることがわかるように装着してください。

〇メモ帳

不審者や不審な車の特徴を記録するために必要です。

〇活動日誌

注意事項を次の人へ引き継げるように、パトロール内容を記録しましょう。

5 青色防犯パトロールの着眼点

(1)公園

- 〇公園の周りをパトロールするときは、子どもの飛び出しがないか、注意し ながら走行しましょう。
- 〇不審者(服装、風貌がおかしい・挙動不審・体を露出している等)がいないか目を配りましょう。
- 〇茂みや遊具、トイレの陰などで視界が悪い区域は、特に注意して巡回しま しょう。

(2) 学校

- 〇学校周辺では、通学路を問わず、子どもの飛び出しや自転車の蛇行運行が 多いので注意しながら走行しましょう。
- 〇特に登下校時は子どもを狙った不審者や不審な車がいないか目を配りましょう。

(3)道路

- ○道路に障害物、陥没などがあれば、市役所に連絡しましょう。
- 〇幹線道路だけではなく人目が少ない裏通りなども低速走行してパトロール しましょう。
- ○街路灯などが切れていないか確認し、暗い場所は特に注意してパトロール

してください。

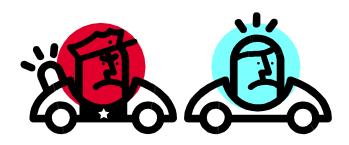
(3) その他

- 〇駐車場、駐輪場、空き地などでは、見通しの悪いところや車の陰に不審者 が潜んでいないか注意しましょう。
- 〇河川、用水、湖沼など水難事故が発生するおそれがある場所では、柵・看板が壊れていないか確認しましょう。
- 〇コンビニやゲームセンターの店先など夜遅くたまり場になっているところでは、パトロール活動を見せるだけでも効果があります。
- 〇徒歩パトロールと合同で行うときなどは、細い道やジクザク道は徒歩でパ トロールし、周囲の大きな道は車でパトロールすると効果的です。

6 その他の注意点

〇大型・自動二輪車は不可

大型自動車・自動二輪車に青色回転灯を装備することは、現在は許可されていません。





【青色防犯パトロールの手順】

①青色回転灯の装備

自動車の屋根の前方中央に脱着式の青色回転灯をしっかりと装着

②表示ステッカーの掲示

車両の両側面に所定のマグネット式ステッカーを装着

③標章の掲示

青色回転灯装備車 [標章] を自動車の後面に見やすいように表示

④腕章の装着

パトロール員は、左腕に腕章を装着

⑤パトロール方法・役割分担等の事前確認

パトロール区域や時間、パトロールの留意点、パトロール員の役割 分担、メール情報配信サービス等の確認

運転者・・・パトロール実施区域、通る道順等の確認

同乗者・・・パトロール留意点、帰還時間等の確認、メモの用意

⑥パトロールの開始

青色回転灯を点灯して、パトロールを開始する。

⑦パトロール日誌の作成

注意事項を次の人へ引き継げるように、パトロール内容を記録 交通ルールを守り事故の無いようにパトロールしましょう! (駐車違反にも注意しましょう。)



